

7 豊教保第 1 1 7 号
令和 7 年 7 月 2 日

保護者 様

豊橋市教育委員会
教育長 原田 憲一

「ラーケーションの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日の変更について（お知らせ）

日頃より、本市の教育活動の推進に、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
本市では令和 5 年 9 月より、「ラーケーションの日」が開始され、間もなく 2 年が経過します。
現在、「ラーケーションの日」取得の 5 授業日前までに保護者様より学校へ連絡がある場合は、学校給食を停止できるものとしています。
しかし、これに伴う課題が多くあることから、「ラーケーションの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日について、下記のとおり変更いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 変更時期について

令和 7 年 9 月の「ラーケーションの日」取得分から

2 変更内容について

「ラーケーションの日」取得に伴う学校給食の停止に係る届出期日の変更

変更後（4 月）	保護者 ➡ 学校	「ラーケーションの日」取得の 10 授業日前 まで
変更後（4 月以外）	保護者 ➡ 学校	「ラーケーションの日」取得の 前月 15 日 まで
変更前	保護者 ➡ 学校	「ラーケーションの日」取得の 5 授業日前 まで

	「ラーケーションの日」取得日	届出期日	考え方
例	令和 8 年 4 月 27 日（月）	令和 8 年 4 月 13 日（月）	10 授業日前まで
	令和 7 年 9 月 22 日（月）	令和 7 年 8 月 15 日（金）	前月 15 日まで

3 その他

- ・今回の変更は、「学校給食が停止できる」期日のみです。この期日を過ぎても「ラーケーションの日」は取得できますが、学校給食は停止できません。

問い合わせ （ラーケーションについて）学校教育課 豊田 51-2826
（学校給食の停止について）保健給食課 鈴木 51-2258